

阿倍野区マスコットキャラクター使用取扱要領

制定 平成 19 年 12 月 1 日
改正 平成 20 年 8 月 3 日
改正 平成 21 年 7 月 24 日
改正 平成 24 年 10 月 11 日
改正 平成 25 年 5 月 29 日
改正 平成 27 年 10 月 26 日
改正 令和元年 5 月 1 日
改正 令和 3 年 3 月 15 日
改正 令和 5 年 2 月 1 日

(趣旨および定義)

第 1 条 この要領は、阿倍野区が定めた阿倍野区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）のデザイン、着ぐるみ及びパペットを使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定める。

2 マスコットの愛称は「あべのん」とする。

(使用承認の申請)

第 2 条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ行政オンラインシステムまたは阿倍野区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第 1 号）により阿倍野区長（以下「区長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 阿倍野区役所が広報およびそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) デザインの使用において、国、地方公共団体が使用するとき。
- (3) デザインの使用において報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) その他承認の手続きを必要としないと区長が認めたとき。

(使用承認)

第 3 条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体等の壳名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 阿倍野区およびマスコットのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 第三者を誹謗・中傷・差別する目的で利用されるおそれがあるとき。
- (6) 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体に利用されるおそれがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほかマスコットの利用を区長が不適当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定に基づき使用承認した場合、阿倍野区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、使用承認しなかった場合、阿倍野区マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

(使用期間)

第4条 デザインの使用期間は、使用を開始しようとする日から当該年度の末日までの間で定めなければならない。

2 着ぐるみ及びパペットの使用期間は、原則として引渡しを受ける日から 7 日以内（返却する日を含む）で、前条第2項の承認を受けた期間とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 マスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 阿倍野区のマスコットキャラクター「あべのん」であることを明示すること。
- (6) デザインの使用においては、定められたデザイン、色を正しく使用し、使用前に当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに区に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。また、区から貸し出された物件がある場合は使用後速やかに返納すること。
- (7) 着ぐるみ及びパペットの使用においては、丁寧に扱うこととし、別に定める使用に関する注意事項を遵守すること。また、使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。

（使用料）

第6条 使用料については無償とする。

（使用状況の報告）

第7条 マスコットを使用した者は、速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を区長に提出すること。

（使用承認の取消し）

第8条 区長は、マスコットの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときまたは不適当と認めたときは、当該マスコットの使用承認を取消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、阿倍野区マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第4号）により通知する。

3 デザインの使用において第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

（責任の制限）

第9条 使用または承認の取り消し等により、使用者が被った損害または使用者が第三者に与えた損害に対しては、阿倍野区は一切その責任を負わない。

（補足）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

阿倍野区マスコットキャラクター使用承認申請書

令和 年 月 日

阿倍野区長

〒 _____
住所 _____
名称 _____
ふりがな _____
代表者職・氏名 _____
電話番号 _____
E-mail _____
担当者職・氏名 _____

阿倍野区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。

なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

使 用 種 別	デザイン・着ぐるみ・パペット
使用事業および用途	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使用する場所等	
一般参加の可否	可 • 不可

下記のとおり間違いないことを誓います。

- 法令や公序良俗に反する使用は行いません。
- 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動を目的とする使用は行いません。
- 特定の個人または団体等の壳名を目的とする使用は行いません。
- 阿倍野区およびマスコットのイメージを損なう使用は行いません。
- 第三者を誹謗・中傷・差別する使用は行いません。
- 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体によるものではありません。
- 使用取扱要領第5条(使用上の遵守事項)をすべて遵守します。

大阿総第 号
令和 年 月 日

阿倍野区マスコットキャラクター使用承認通知書

様

阿倍野区長

年 月 日付で、申請のありましたマスコットキャラクターの使用について、
下記により使用を承認します。

使 用 種 別	
使用事業および用途	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。
- (5) 阿倍野区のマスコットキャラクターであることを明示すること。
- (6) デザインの使用においては、定められたデザイン、色を正しく使用し、使用前に当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに区に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。また、キャラクターの使用に際し、区から貸し出された物件を返納すること。
- (7) 着ぐるみ及びパペットの使用においては、丁寧に扱うこととし、別に定める使用に関する注意事項を遵守すること。また、使用中に破損等があれば、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と負担により修理を行うこと。また、汚損の場合は、協議のうえ申請者の責任と負担によりクリーニングを行うこと。

(様式第3号)

大阿総第 号
令和 年 月 日

阿倍野区マスコットキャラクター使用不承認通知書

様

阿倍野区長

年 月 日付で、申請のありましたマスコットキャラクターの使用について、
次の理由により不承認としたので通知します。

不承認の理由

(様式第4号)

大阿総第 号
令和 年 月 日

阿倍野区マスコットキャラクター使用承認取消通知書

様

阿倍野区長

年 月 日付け 第 号で承認した、阿倍野区マスコットキャラクターの使用について、次の理由により使用承認を取り消したので通知します。

取り消しの理由